

大和市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

平成 20 年 8 月 1 日制定

1. 目的

このガイドラインは、市の公共施設における防犯カメラの適正な設置及び運用についての指針を定めることにより、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

2. 対象となるカメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、大和市が市の公共施設において設置又は管理するカメラで、次のすべてに該当するものをいう。

- ① 犯罪の防止を目的に設置するカメラ（犯罪防止が主目的でない場合も含む。）
- ② 特定の場所に継続的に設置するカメラ
- ③ 特定の個人を識別できる映像を撮影する可能性のあるカメラ
- ④ 録画装置を備えているカメラ

3. カメラの設置目的

防犯カメラの設置目的は、公益性が認められるものでなければならない。
また、設置にあたっては、その目的を明確にする。

4. 管理責任者

防犯カメラを設置したときは、カメラ及び録画記録の適正な管理運用を図るため、管理責任者を置く。

5. 撮影の範囲

防犯カメラによる撮影は、設置目的を達成するために必要な範囲に限るものとし、カメラの台数、設置場所等には十分配慮する。

6. カメラ設置の表示と周知

防犯カメラを設置したときは、当該施設内又は敷地内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示する。

また、新規に防犯カメラを設置するときは、必要に応じて事前に施設利用者等に周知する。

7. 録画装置の設置場所

防犯カメラの録画装置は、施錠可能な室内など、安全に管理できる場所に設置する。

8. 録画記録の保存

(1) 保存期間

録画記録の保存期間は、原則1ヶ月以内として施設ごとに定めるものとし、保存期間を過ぎたものは速やかに消去する。

ただし、管理責任者が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 複写・加工・持ち出しの禁止

録画記録は、原則として複写、加工、持ち出しをしてはならない。

9. 録画記録の利用・提供

録画記録は、設置目的以外に利用又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 法令に基づき文書で提供を求められたとき
- ② 捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提出を求められたとき
- ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急やむを得ないとき

10. 運用基準の制定

① 防犯カメラの設置者又は管理者は、このガイドラインに沿って運用基準を定める。

② 防犯カメラを設置した施設の管理を委託する場合は、受託者に運用基準を遵守させる。

③ 防犯カメラを設置した施設を指定管理者に委ねる場合、指定管理者はこのガイドラインに沿って運用基準を定め、管理責任者を置く。

11. その他

このガイドラインに定めのあるもののほか、録画記録に関する取扱いは、大和市個人情報保護条例（平成15年条例第22号）の規定による。